

日高広域消防事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

〔平成30年7月1日
日高広域消防事務組合 消防長〕

日高広域消防事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、日高広域消防事務組合消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、各署課の職員相互の理解を得ながら取り組んでいくこととする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、本組合において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、本組合において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題を掲げている。

目標：平成32年度までに、採用試験受験者総数に占める女性割合を10%以上とし、女性職員を2名以上採用する。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

<取組内容>

平成28年4月～ 職員採用試験案内には、女性の応募を促す内容とする。